

北九州広域都市計画臨港地区の変更（北九州市決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積(h a)
北九州広域都市計画 臨港地区	3, 7 6 7

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

新門司北地区は、昭和５５年から埋立てを開始し、全体の約２４０haのうち約２２９haが竣功済みである。九州最北端に位置し、高速道路へのアクセスはわずか５分と、九州に留まらず中国地方への最適物流が可能な有数の物流団地である。

団地内には、西日本最大級のフェリーターミナルを擁しており、令和３年には横須賀港間と新規就航を開始するなど、神戸・大阪・東京・横浜・徳島に向け１日６便の大型フェリーが就航するなど、西日本における物流拠点として更なる企業集積が期待されている地域である。

今回、臨港地区に指定する埋立地は、港湾計画において埠頭用地、港湾関連用地等に位置づけており、一部は埠頭用地の整備に併せて新規フェリーの旅客ターミナルの整備が完了し、背後の港湾関連用地についても、企業の進出意向が旺盛であることから早期の土地利用が求められている。

響灘西地区は、昭和３７年から埋立てを開始し、全体の約１６３haのうち約９１haが竣功済みである。地区内には大水深岸壁を有するひびきコンテナターミナルを配し、フェリーやRORO船等の物流インフラを活用した物流網とともに、優れたコンテナヤード蔵置能力を有する製造・物流拠点として、多くの企業から注目を集める日本とアジアを結ぶゲートウェイである。

さらに、全国に先駆けて風力発電等のエネルギー産業の集積促進に着手し、西日本で唯一の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）の指定を受け、風力発電産業をはじめとした環境・エネルギー産業の集積を図っている。

当地区は埋立竣功後、沖合で進行する響灘洋上ウインドファームの建設にあわせ、次世代の主流となる浮体式洋上風力の拠点として、日本の洋上風力発電導入促進に大きく貢献する産業の集積に向け、計画的に市街化を図るものである。

以上のことから、本市の地理的優位性を活かし、国際競争力のある物流拠点強化と産業集積を効果的に進め、新たな雇用の創出と産業振興による地域活力の向上に資する港湾施設の整備及び港湾の管理運営を図るため、埋立竣功に伴い市街化区域に編入し、用途地域及び臨港地区（分区条例による規制）の指定を行うものである。

(参考)

名 称	面 積 (ha)	備 考		
北九州広域都市 計画 臨港地区	3, 7 6 7	分 区 名	面 積 (ha)	備 考
		商港区	7 8 9. 5	
		工業港区	2, 8 6 3. 4	
		特殊物資港区	5. 1	
		漁港区	1 0. 2	
		保安港区	5 6. 8	
		マリーナ港区	1 2. 5	
		修景厚生港区	1 9. 9	
		無分区	1 0. 4	